



平成 25 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社  
代表者名 代表取締役社長 野口 憲三  
(コード番号 8032 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役 管理・企画統括  
岡崎 昭彦  
(TEL 03-3534-8522)

### ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

#### (募集事項の決定等に関するお知らせ)

当社は、会社法第 238 条第 1 項及び第 2 項ならびに第 240 条第 1 項に従って、本日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の具体的な払込金額、その他未定の部分は、当該新株予約権の割当予定日であります平成 25 年 7 月 16 日に決定する予定です。

#### 記

##### 1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

取締役及び執行役員に対する報酬と業績や株式価値との連動性を高め、取締役及び執行役員の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や志気を一層高めるため。

##### 2. 新株予約権の発行要領

###### (1) 新株予約権の名称

日本紙パルプ商事株式会社第 3 回新株予約権

###### (2) 新株予約権の割当を受ける者ならびに割当てる新株予約権の総数

当社取締役	6 名	108, 986 個
当社執行役員	16 名	135, 938 個
合計	22 名	244, 924 個

なお、上記総数は、割当予定個数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

###### (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1 株とする（単元株式数は 1,000 株）。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月17日から平成55年7月16日までとする。

#### (6) その他の新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、上記(5)に定める期間内において当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ③その他の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### (9) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得

## することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### (10) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以上を総称して以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。

#### ①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

#### ②新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### ③新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

#### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

再編後払込金額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

#### ⑤新株予約権の行使期間

上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

#### ⑥その他行使条件及び取得条項

上記（6）及び（9）に準じて定めるものとする。

#### ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（7）に準じて定めるものとする。

#### ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

### (11) 新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

### (12) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズモデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算定した当社普通株式1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は四捨五入）とする。

$$C = S e^{-\lambda T} N(d_1) - X e^{-rT} N(d_2)$$

$$\text{但し、 } d_1 = \frac{\ln(S/X) + (r - \lambda + \sigma^2/2)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{T}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成25年7月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価額 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (T) : 6年
- ⑤ ボラティリティ ( $\sigma$ ) : 6年 (平成19年7月17日から平成25年7月16日まで) の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り ( $\lambda$ ) : 1株当たりの配当金 (直近2期の実績配当金の単純平均値) ÷ 上記(2)に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

(注) 上記により算出される金額は新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。割当を受ける者が当社に対して有する報酬請求権と、新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

- (13) 新株予約権の割当日  
平成25年7月16日とする。
- (14) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
払込期日は平成25年7月16日とする。
- (15) 新株予約権の行使に際しての払込取扱場所  
株式会社みずほ銀行 日本橋支店 (又は、その業務を承継する銀行若しくはその部署とする。)

以上